

(3) 公文書の開示請求の請求者別内訳

開示請求者の住所・所在地について県内、県外に区分すると次のとおりです。

なお、平成12年度までは、改正前の鹿児島県情報公開条例（以下「旧条例」という。）の下での実績であり、開示請求ができるのは、県の区域内に住居又は主たる事務所を有する個人又は法人等に限られていました。

区 分	63～12	13	14	15	16	計
県 内	3,564	144	777	705	570	5,758
県 外	—	25	340	190	106	663
計	3,564	169	1,117	895	676	6,421